奈良県告示第五百六十二号

次に掲げる印は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

一　昭和四十九年五月奈良県告示第九十六号で告示した奈良県フラワーセンター印及び奈良県フラワーセンター所長印

二　平成二十一年三月奈良県告示第四百七十九号で告示した個人住民税滞納整理室長印

三　平成二十三年三月奈良県告示第四百八十一号で告示した全国育樹祭推進室長印

平成二十四年三月三十日

奈良県知事　荒　井　正　吾